

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

人口は、令和6年1月31日現在で、54,192人（男25,609人、28,583人）世帯数25,624世帯。65歳以上の人口の割合は32.9%である。

②産業構造

令和3年経済センサス-活動調査によると、本市の事業者数は、2,183社。第1次産業の事業者数は12社（0.5%）、第2次産業の事業者数は475社（21.7%）、第3次産業の事業者数は1,548社（71%）である。

③中小企業の実態

市内事業者のほとんどは中小企業者であり、事業者数、従業員数は減少傾向にある。

このような中、独自の取組みとして市内事業者に対して桜井市中小企業融資保証制度等を講じていたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す

これを実現するための目標として、年間10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年間3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組みを促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は、雇用創出及び産業集積の観点から、市内に所在する自己の事業所等（従業員が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されたもので、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために

自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）について対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内における全ての地域を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組、反社会勢力との関係が認められるもの、市税の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。